

教育プログラム及び学生受入れ（学士課程）の自己点検・評価結果【2019年度実施】

大学機関別認証評価の基準等を基に作成した「自己点検シート」により、学士課程における教育プログラムごとに自己点検・評価を実施した。2019年度は、根拠資料の提出は求めず、点検項目ごとの判定結果のみで確認し、以下に示す3分類により自己点検・評価結果を整理した。

■対象

学士課程	教育プログラム（12件）
地域学部	地域学科
医学部	医学科、生命科学科、保健学科（看護）、保健学科（検査）
工学部	機械物理系学科、電気情報系学科、化学バイオ系学科、 社会システム土木系学科（社会）、社会システム土木系学科（土木）
農学部	生命環境農学科、共同獣医学科

■自己点検・評価結果の分類

分類	判断基準
○	現状のままでよい、（根拠資料はないが）判定は適切である、改善された、など
△	認証評価までに改善する必要がある、（根拠資料はないが）判定が良くない、など
※	評価結果が適切か不明である、（根拠資料はないが）判定が難しい、など

■自己点検・評価結果の概要

区分		○	△	※
1	アドミッション・ポリシーの明示	12	0	0
2	入学者選抜の実施	12	0	0
3	入学者選抜の検証・改善	12	0	0
4	入学者の定員管理	12	0	0
5	ディプロマ・ポリシーの明示	12	0	0
6	カリキュラム・ポリシーの明示	12	0	0
7	ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性	12	0	0
8	教育課程編成の体系性	12	0	0
9	授与学位の水準	3	0	9
10	他大学等における単位認定	12	0	0
11	年間の授業期間	12	0	0
12	各科目の授業期間	8	0	4
13	適切な授業形態と学習指導法の採用及びシラバスの公表	11	0	1
14	教育上主要と認める授業科目の担当教員	7	2	3
15	夜間授業の実施	—	—	—
16	履修指導の組織的体制と実施	11	0	1
17	学習相談の体制と実施	11	0	1
18	社会的・職業的な自立に向けた能力養成の実施	12	0	0
19	障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対	11	0	1

	する学習支援の体制と実施			
20	成績評価基準の組織的策定	12	0	0
21	成績評価基準の公表	12	0	0
22	成績評価や単位認定に関する組織的实施	5	0	7
23	成績に対する異議申立て制度に関する組織的实施	11	1	0
24	卒業要件の組織的策定	10	0	2
25	卒業要件の公表	12	0	0
26	卒業認定の組織的实施	12	0	0
27	学習成果の把握（卒業率、資格取得、受賞等）	10	0	2
28	学習成果の把握（就職・進学率、主な就職／進学先等）	12	0	0
29	学習成果の把握（学生からの意見聴取結果）	8	0	4
30	学習成果の把握（卒業生からの意見聴取結果）	7	0	5
31	学習成果の把握（就職先等の関係者からの意見聴取結果）	7	0	5

△印には、一部※印を含む点検項目もある。

■2019年度自己点検・評価結果を踏まえ、2020年度に全学的に取り組んだ事項

- 「(9)授与学位の水準」及び「(13)適切な授業形態と学習指導法の採用及びシラバスの公表」については、毎年度、シラバスに授業内容、予習・復習内容等の必要項目を記載するよう全教員に依頼するとともに、シラバス記載率のチェックを継続実施している。
- 「(14)教育上主要と認める授業科目の担当教員」については、2件の教育プログラムにおいて2020年度中に「教育上主要と認める授業科目」の定義を定め、教員の担当状況を再確認した。
- 「(22)成績評価や単位認定に関する組織的实施」については、「個人指導等が中心となる授業科目」の事前説明が不十分であったため、各教育プログラムにおいて自己点検・評価が適切に実施できなかったことが要因である。次年度以降は、自己点検シートへの具体例の追記等により対応することとした。
- 「(23)成績に対する異議申立て制度に関する組織的实施」については、1件の教育プログラムにおいて根拠資料等の取り扱いに関する現状を確認し、組織的な検証が行えるよう改善した。
- 「(30)学習成果の把握（卒業生からの意見聴取結果）」及び「(31)学習成果の把握（就職先等の関係者からの意見聴取結果）」については、2021年3月に「鳥取大学の教育力」アンケート調査を開始した。

教育プログラム及び学生受入れ（修士・博士前期課程）の自己点検・評価結果【2019年度実施】

大学機関別認証評価の基準等を基に作成した「自己点検シート」により、大学院課程（修士、博士前期）における教育プログラムごとに自己点検・評価を実施した。2019年度は、根拠資料の提出は求めず、点検項目ごとの判定結果のみで確認し、以下に示す3分類により自己点検・評価結果を整理した。

■対象

大学院課程	教育プログラム（8件又は6件）
医学系研究科（修士）	臨床心理学専攻
医学系研究科（博士前期）	【2019年度】機能再生医科学専攻、生命科学専攻、保健学専攻 【2020年度】医科学専攻（学生受入れのみ）
持続性社会創生科学研究科（博士前期）	地域学専攻、工学専攻、農学専攻、国際乾燥地科学専攻

※持続性社会創生科学研究科工学専攻については、各コースの結果を取りまとめたものを示している。

■自己点検・評価結果の分類

分類	判断基準
○	現状のままでよい、（根拠資料はないが）判定は適切である、改善された、など
△	認証評価までに改善する必要がある、（根拠資料はないが）判定が良くない、など
※	評価結果が適切か不明である、（根拠資料はないが）判定が難しい、など

■自己点検・評価結果の概要

区分		○	△	※
1	アドミッション・ポリシーの明示*	6	0	0
2	入学者選抜の実施*	6	0	0
3	入学者選抜の検証・改善*	6	0	0
4	入学者の定員管理*	4	2	0
5	ディプロマ・ポリシーの明示	8	0	0
6	カリキュラム・ポリシーの明示	8	0	0
7	ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性	8	0	0
8	教育課程編成の体系性	8	0	0
9	授与学位の水準	0	0	8
10	他大学等における単位認定	8	0	0
11	大学院課程における研究指導《 大学院課程のみ 》	8	0	0
12	年間の授業期間	8	0	0
13	各科目の授業期間	3	0	5
14	適切な授業形態と学習指導法の採用及びシラバスの公表	2	5	1
15	教育上主要と認める授業科目の担当教員	3	5	0
16	夜間授業の実施	7	0	1
17	履修指導の組織的体制と実施	7	0	1
18	学習相談の体制と実施	7	0	1

19	社会的・職業的な自立に向けた能力養成の実施	8	0	0
20	障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援の体制と実施	7	0	1
21	成績評価基準の組織的策定	8	0	0
22	成績評価基準の公表	8	0	0
23	成績評価や単位認定に関する組織的实施	2	6	0
24	成績に対する異議申立て制度に関する組織的实施	7	1	0
25	修了要件の組織的策定	8	0	0
26	学位論文審査基準の組織的策定《大学院課程のみ》	8	0	0
27	修了要件の公表	8	0	0
28	修了認定の組織的实施《大学院課程のみ》	8	0	0
29	学習成果の把握（修了率、資格取得、受賞等）	8	0	0
30	学習成果の把握（就職・進学率、主な就職／進学先等）	8	0	0
31	学習成果の把握（学生からの意見聴取結果）	4	0	4
32	学習成果の把握（修了生からの意見聴取結果）	2	0	6
33	学習成果の把握（就職先等の関係者からの意見聴取結果）	2	0	6

△印には、一部※印を含む点検項目もある。

*：学生受入れに関する自己点検・評価結果（1～4）については、改組後の教育プログラムで判定を実施。

■2019年度自己点検・評価結果を踏まえ、2020年度に全学的に取り組んだ事項

- 「(9)授与学位の水準」及び「(14)適切な授業形態と学習指導法の採用及びシラバスの公表」については、毎年度、シラバスに授業内容、予習・復習内容等の必要項目を記載するよう全教員に依頼するとともに、シラバス記載率のチェックを継続実施している。
- 「(15)教育上主要と認める授業科目の担当教員」については、5件の教育プログラムにおいて2020年度中に「教育上主要と認める授業科目」の定義を定め、教員の担当状況を再確認した。
- 「(23)成績評価や単位認定に関する組織的实施」については、6件の教育プログラムにおいて成績評価分布表等により成績評価の妥当性をチェックするとともに、学長室IRセクション等との連携も含め組織的な点検が行える体制を検討することとした。また、「個人指導等が中心となる授業科目」の事前説明が不十分であったため、各教育プログラムにおいて自己点検・評価が適切に実施できなかったことが要因である。次年度以降は、自己点検シートへの具体例の追記等により対応することとした。
- 「(24)成績に対する異議申立て制度に関する組織的实施」については、1件の教育プログラムにおいて根拠資料等の取り扱いに関する現状を確認し、組織的な検証が行えるよう改善した。
- 「(32)学習成果の把握（卒業生からの意見聴取結果）」及び「(33)学習成果の把握（就職先等の関係者からの意見聴取結果）」については、2021年3月に「鳥取大学の教育力」アンケート調査を開始した。

教育プログラム及び学生受入れ（博士・博士後期課程）の自己点検・評価結果【2019年度実施】

大学機関別認証評価の基準等を基に作成した「自己点検シート」により、大学院課程（博士、博士後期）における教育プログラムごとに自己点検・評価を実施した。2019年度は、根拠資料の提出は求めず、点検項目ごとの判定結果のみで確認し、以下に示す3分類により自己点検・評価結果を整理した。

■対象

大学院課程	教育プログラム（12件又は10件）
医学系研究科（博士）	医学専攻
医学系研究科（博士後期）	【2019年度】機能再生医科学専攻、生命科学専攻、保健学専攻 【2020年度】医科学専攻（学生受入れのみ）
工学研究科（博士後期）	機械宇宙工学専攻、情報エレクトロニクス専攻、化学・生物応用工学専攻、社会基盤工学専攻
連合農学研究科（博士）	生産環境科学専攻、生命資源科学専攻、国際乾燥地科学専攻
共同獣医学研究科（博士）	共同獣医学専攻

※連合農学研究科については、各専攻とも同じ結果である。

■自己点検・評価結果の分類

分類	判断基準
○	現状のままでよい、(根拠資料はないが) 判定は適切である、改善された、など
△	認証評価までに改善する必要がある、(根拠資料はないが) 判定が良くない、など
※	評価結果が適切か不明である、(根拠資料はないが) 判定が難しい、など

■自己点検・評価結果の概要

区分		○	△	※
1	アドミッション・ポリシーの明示*	10	0	0
2	入学者選抜の実施*	9	0	1
3	入学者選抜の検証・改善*	9	0	1
4	入学者の定員管理*	5	5	0
5	ディプロマ・ポリシーの明示	12	0	0
6	カリキュラム・ポリシーの明示	12	0	0
7	ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性	12	0	0
8	教育課程編成の体系性	9	0	3
9	授与学位の水準	4	0	8
10	他大学等における単位認定	12	0	0
11	大学院課程における研究指導《 大学院課程のみ 》	12	0	0
12	年間の授業期間	12	0	0
13	各科目の授業期間	8	0	4
14	適切な授業形態と学習指導法の採用及びシラバスの公表	4	5	3
15	教育上主要と認める授業科目の担当教員	1	11	0
16	夜間授業の実施	12	0	0

17	履修指導の組織的体制と実施	11	0	1
18	学習相談の体制と実施	11	0	1
19	社会的・職業的な自立に向けた能力養成の実施	8	0	4
20	障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援の体制と実施	10	1	1
21	成績評価基準の組織的策定	11	0	1
22	成績評価基準の公表	11	0	1
23	成績評価や単位認定に関する組織的实施	1	10	1
24	成績に対する異議申立て制度に関する組織的实施	10	2	0
25	修了要件の組織的策定	10	0	2
26	学位論文審査基準の組織的策定《 大学院課程のみ 》	11	0	1
27	修了要件の公表	11	0	1
28	修了認定の組織的实施《 大学院課程のみ 》	12	0	0
29	学習成果の把握（修了率、資格取得、受賞等）	7	3	2
30	学習成果の把握（就職・進学率、主な就職／進学先等）	9	3	0
31	学習成果の把握（学生からの意見聴取結果）	4	0	8
32	学習成果の把握（修了生からの意見聴取結果）	4	0	8
33	学習成果の把握（就職先等の関係者からの意見聴取結果）	7	0	5

△印には、一部※印を含む点検項目もある。

*：学生受入れに関する自己点検・評価結果（1～4）については、改組後の教育プログラムで判定を実施。

■2019年度自己点検・評価結果を踏まえ、2020年度に全学的に取り組んだ事項

- 「(9) 授与学位の水準」及び「(14) 適切な授業形態と学習指導法の採用及びシラバスの公表」については、毎年度、シラバスに授業内容、予習・復習内容等の必要項目を記載するよう全教員に依頼している。また、博士・博士後期課程では、履修案内にシラバスを掲載している教育プログラムや独自シラバスを設定している教育プログラムもあり、個別チェックを依頼している。
- 「(15)教育上主要と認める授業科目の担当教員」については、11件の教育プログラムにおいて2020年度中に「教育上主要と認める授業科目」の定義を定め（全ての科目が該当する場合も含む）、教員の担当状況を再確認した。
- 「(23)成績評価や単位認定に関する組織的实施」について、博士・博士後期課程では履修者数が少ない場合が多いため、10件の教育プログラムにおいて成績評価の妥当性をチェックする適切な方法等について検討することとした。また、「個人指導等が中心となる授業科目」の事前説明が不十分であったため、各教育プログラムにおいて自己点検・評価が適切に実施できなかったことが要因である。次年度以降は、自己点検シートへの具体例の追記等により対応することとした。
- 「(24)成績に対する異議申立て制度に関する組織的实施」については、2件の教育プログラムにおいて根拠資料等の取り扱いに関する現状を確認し、組織的な検証が行えるよう改善した。
- 「(29) 学習成果の把握（修了率、資格取得、受賞等）」及び「(30) 学習成果の把握（就職・進学率、主な就職／進学先等）」については、3件の教育プログラムにおいて学生の研究活動（公表論文等）、学位取得率及び就職状況を取りまとめ、年報として公表している。